



学校だより

なかのかみ

校訓

至誠

令和元年5月14日

第6号

海南市立中野上小学校

いじめについて考えよう

平成31年度がスタートして約1ヶ月半、経ちました。1年生の皆さんも小学校の生活に慣れてきたように思います。また、2年～6年生の皆さんもそれぞれの学年になれ、毎日の勉強にがんばっています。

さて、今回は「いじめ」について考えてみようと思います。

私が、始業式に話をしたことを覚えていますか。みなさんは、これまで学校で生活していて、「人にされていやなことをしない、言わない」ということは、守れていますか。これは「いじめだ」と思うことがありませんでしたか。

次に、「いじめ防止対策推進法」という名前を聞いたことはありますか。

この法律は、子どもたちが安心して学習にとりくみ、学校生活等を送るために、いじめがなくなるようにする、いじめとわかっていながら、そのままにしておくことがないようにするための法律です。その第四条には、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と定められています。いじめは法律で禁止されているのです。いじめには、冷やかす、からかい、いやがらせ、悪口、かげ口、無視、仲間外し、避ける、おどされる、暴力、持ち物を隠される、盗られる、落書きをされる、無理矢理させられる、命令される、わざとぶつかる、インターネット上の不適切な書き込みなどがあります。

そして、なぜいじめがなくなるのかと言えば、いじめる人やグループがストレス発散のためにいじめる。その周りには、おもしろがって一緒になっていじめる人がいる。さらにその周りには、見て見ないふりをする人、関係ないと思う人、気づかない人がいる。そして、一緒になっていじめないと自分がいじめられると思う人がいる。一緒になっていじめたり、いじめを見て見ないふりをしているかぎり、いじめはなくなりません。注意したら自分がいじめられる、本当はやめろと言いたいのと言えない、そうした周りの人たちの気持ちが、いじめをますます広げているのです。また、いじめられているのは恥ずかしくて誰にも言えないことが考えられます。

そうならないためにも、いじめを見たとき勇気を出して「これはいじめ」と声をあげましょう。

保護者の皆様、ご家庭で、子どもの様子を見ていて気になることがありましたら、些細なことでも学校に連絡してください。その際、裏面に、県教育委員会から出されている「いじめ対応マニュアル」の中にある個別チェックシートがありますので、ご活用ください。

校長 中家敦司